福山市肥料の販売に関する届出方法マニュアル

☆次のような場合に届出が必要です。

- ・肥料の販売を開始するとき
- ・肥料の販売事業場を増設したとき
- ・肥料販売届をしているが、その届出の記載事項に変更があったとき
- ・肥料の販売を廃止したとき
- ・肥料の販売事業場を廃止したときなど

注意

- ・インターネットを利用して肥料を販売する場合(ショッピングサイトやフリーマーケットサイト、オークションサイトなど)や農産物直売所で販売する場合も届出が必要です。
- ・購入した肥料を**転売する**場合や小分けして販売する場合、**授与する**場合も販売者の届出が必要になります。

☆提出書類

届出に必要な書類は次のとおりです。

販売事業場が市内に複数ある場合は、販売事業場ごとに届出を行ってください。

	・市内において 新たに販売を 開始する	・既に届出を提出しているが、 届出者が変更になった	・既に届出を提出しているが、 販売事業場が変更になった	・販売事業場を廃止する場合
届出の時期	販売開始した日 から2週間以内	変更事由発生後2週間以内		廃止の日から2 週間以内
様式第1号 () は部数	〇(販売事業場 数×2部)			
様式第2号 ()は部数		〇(販売事業場 数×2部)	〇(販売事業場 数×2部)	
様式第3号 () は部数				〇(販売事業場 数×2部)
添付資料	〇(販売事業場 ごと)		〇(販売事業場 ごと)	
返信用封筒・切手	0	0	0	0
届出者の住所・名 前を証する書類	〇(1通)	〇(1通)		

[添付資料について]

下記2点を添付してください。

- 「販売する事業場の位置図」販売業務を行なう事業所の位置図
- 「保管する施設の位置図」

販売業務を行なう事業所が保管する施設の位置図

- ※ 位置図は、市販の地図をコピーしたものに書き込む形式で構いません。
- ※ 位置図は、職員が立入検査を実施する際に必要になるものですので、公共施設からの位置がわかる地図をご用意ください。

[郵便切手について]

届出を受理した場合は、当該届出書の副本を添付して送付します。また、記載事項に不備がある場合は受理せず、届出書類を返送します。<u>送付先を記載した封筒に切手</u>を貼付したものを届出書類に同封してください。

なお、返信する書類は1販売事業場につきA4用紙2枚です。届出の販売事業場数に応じた切手を貼付してください。

〔届出者の名前、住所を証する書類の例〕

- ・個人の方…住民票や免許証の写し
- ・法人の方…法人登記簿や定款

など

☆届出の記入要領

〔様式第1号~第3号共通〕

- ① 届出を行った年月日を記入。郵送で届出の場合は投函する年月日。
- ② 郵便番号、住所、名前、電話番号 ※押印不要です。
- ③ 販売業務を行う営業所の所在地及び名称 届出者(本社)と同じ場合も記入してください。

〔遅延理由書の提出〕

届出書類の提出については、販売開始にあっては販売開始した日から2週間以内に、届出内容に変更を生じた場合は変更の生じた日から2週間以内に、廃止した場合は廃止の日から2週間以内に届け出ることとなっております。書類提出が期限内に提出されない場合は、遅延理由書を他の届出書類と合わせて提出してください。

☆その他

- ① 様式第1号~様式第3号、添付資料はA4版で印刷してください。
- ② 届出書類を事前にメール・FAXしていただければ、内容を確認してお答えします。

★届出書類提出先・届出に関するお問合せ先は次のとおりです。

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市経済環境局経済部農業振興課

電 話:(084)928-1031 FAX:(084)927-7021

Eメール: nougyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp